

令和 4 年 5 月 18 日
国土交通省航空局空港計画課

民間競争入札実施事業
「国際航空旅客動態調査」の実施状況報告について

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

1. 事業の概要

国際航空旅客動態調査については、公共サービス改革基本方針（平成28年6月28日閣議決定）において民間競争入札の対象の事業として選定され、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）の規定に基づき、令和2年6月から令和5年3月までの3年間の契約期間による民間競争入札（市場化テスト）を実施している。

(1) 業務内容

本業務は国際航空旅客の需要動向予測の基礎資料作成等に必要な、国際航空旅客の個人属性や流動パターン等の把握を目的として実施する。

1) 調査の対象

調査実施期間中に国際定期路線を利用して出国した日本人・外国人旅客及び通過（トランジット）・乗換（トランスファー）旅客を対象とする。

2) 調査対象空港

国際定期便及び定期的に就航するプログラムチャーター便が就航している国内の全空港を対象とする（ただし令和2、3年度においては、「国際線定期便が運航し、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施区域に所在せず、かつ調査実施の承諾を受けた国内の全空港」）。

3) 調査の時期

調査は、旅客数がピークとなる8月（以下「ピーク時」という）及びオフピークとなる11月（以下「オフピーク時」という）の2回実施する。

4) 調査事項

調査項目は、出発便名、旅行目的、アクセス手段等であり、「アンケート用紙」を基本とする。

5) 調査の方法等

旅客ターミナルビル内（制限区域内）で、調査票に記載される内容についてアンケート調査を実施すること。また、ラウンジ利用の旅客については、各航空会社のラウンジ入口付近において調査員がアンケート票を配る方式、または、ラウンジの入口に調査票を設置し、利用者自らが記入し回収箱にて回収する方式とする。

(2) 契約期間

令和2年6月10日から令和5年3月31日まで

(3) 受託事業者

パシフィックコンサルタンツ株式会社

(4) 実施状況の評価期間

令和2年6月10日から令和4年3月31日まで

(5) 受託事業者決定の経緯

国際航空旅客動態調査に関する民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、一般競争入札（総合評価落札方式）により受託事業者を決定した。入札参加者（1者）から提出された技術提案書について、実施要項に基づき国土交通省航空局に設置した総合評価委員会において審査した結果、所定の評価基準を満たしていた。また、入札価格については、予定価格の範囲内であったことから、上記（3）の者が落札者となった。

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

(1) スケジュール順守

- 1) 水準：本業務を実施するに当たり、国土交通省航空局と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。
- 2) 結果：業務計画書に示すスケジュールに沿って確実に業務を行った。

(2) マニュアルによる対応

- 1) 水準：問合せ・苦情・照会対応業務においては、受託事業者が対応マニュアル等を作成し、適宜対応すること。また、実査業務に当たり、調査方法を記載した対応マニュアルを作成し、滞りなく調査を実施すること。
- 2) 結果：問合せ・苦情・照会については、安全管理要領及び安全計画書を作成し、適宜対応を行った。
調査の実施については、調査空港毎に調査要領を作成した。

(3) 目標サンプル数の達成率

- 1) 水準：本業務を通じ、ピーク時及びオフピーク時の各アンケート調査における調査票の目標サンプル数達成率（目標サンプル数に対する獲得サンプル数の割合とし、以下「達成率」という。）が100%を下回ってはならない。達成率が100%を下回り、受託事業者の責めによらない場合は、調査の再実施の可否を国土交通省と協議する。
なお、達成率が100%を下回った場合は、その要因について分析し、国土交通省航空局に報告するとともに、達成率を確保する上で必要な改善策を検討する。
- 2) 結果：令和2年度及び令和3年度の達成率については、以下のとおり。

		令和2年度			令和3年度		
		a. 目標サンプル数	b. 獲得サンプル数	c. 達成率 (c=b/a)	a. 目標サンプル数	b. 獲得サンプル数	c. 達成率 (c=b/a)
ピーク時調査 (8月)	出国旅客	調査中止			210	215	102.3%
	トランジット旅客				調査中止		
オフピーク時 調査(11月)	出国旅客	調査中止			5,480	4,764	86.9%
	トランジット旅客				800 986 123.2%		
合計	出国旅客	調査中止			5,690	4,979	87.5%
	トランジット旅客				800 986 123.2%		

(4) 評価

上記のとおり、スケジュール順守及びマニュアルによる対応については、実施要項に定められたサービスの質を達成している。目標サンプル数の達成率については、オフピークにおいて目標サンプル数を満たさなかったものの、その要因は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う旅客特性の変化等により調査当日の母数が減少したた

めであり、受託事業者の責めによらないものである。

なお、令和2年度における調査中止、令和3年度8月調査が1空港でしか実施できなかったことを受け、受託事業者より令和3年度11月調査の日数を増加する提案があった（調査日数を2～5日増加）。さらに、令和3年度1月調査の実施について受託事業者より、調査日数の増加（11月調査と同数の日程を確保）、目標サンプル数を達成できなかった成田空港について調査体制の強化（特に集中する時間帯における調査員の増）の提案があった（令和4年1月のまん延防止等重点措置に伴い、結果的に調査は実施できなかった）。

このように、目標サンプル数の達成率については一部未達成があり、実施要項の要求水準を満たしているとははいえないが、コロナ禍において、調査日数の増加やコロナ禍の影響を踏まえた追加分析の実施等、要求水準の達成に向けて取り組んだ点については、一定の評価ができる。

(5) その他

1) 業務体制の確保及び質の向上

本調査は、全国に及ぶ空港が調査対象であるため、受託事業者における業務体制の確保が課題となる。

今回、契約期間を3年間にしたことで、受注者における業務体制の確保の効率化、及び受託事業者として必要なノウハウの蓄積を図ることができた。

2) 調査員の確保及び質の向上

本調査は、限られた日数で必要な数のサンプルを確保する必要があるため、各調査対象空港に配置する多くの調査員の確保及び質が課題であった。

今回、契約期間を3年間にしたことで、調査員の確保の効率化、及び調査員として必要なノウハウの蓄積を図ることができた。

3. 実施経費の状況及び評価

	市場化導入前	市場化導入後	
	平成28年度	令和2年度	令和3年度
契約額	58,330,000円	63,500,000円	63,500,000円
新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う減額 変更後の契約額		8,963,523円	47,188,995円

市場化テスト導入前（平成28年度）と導入後（令和2年度～）の実施経費を比較すると、導入後（令和2年～）に経費が削減されているが、これは上記のとおり新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い調査が一部しか実施できなかったことによるものであり、経費削減効果とはいえない。市場化テスト導入による削減効果を測るため、契約額（当初）を比較すると、約8.9%増えており、契約額上、経費削減効果はみられないが、増えた理由は、労務単価の上昇によるものであり、平成28年度当時の労務単価の額で比較すると、横ばい程度の効果となる。

なお、この増加率は、国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託の積算に用いる「設計業務委託等技術者単価」の上昇率（平成28年度から令和2年度にかけて約13.5%）よりは緩やかである。

4. 外部有識者からの評価

令和4年4月28日に航空局総合評価委員会へ本業務の実施状況を説明したところ、以

下の意見があった。

- ・実施状況報告書において、業務遂行に関して適切な評価がされていると考える。ただ、コロナ禍の調査をベースに市場化テストの評価を行うことについては、別途議論や検討をするべきであるとする。
- ・コロナ禍の影響で、調査の実施状況を適切に評価できるかの課題はあったものの、調査日数の増加やコロナ禍を踏まえた追加分析の実施等、要求水準の達成に向けて取り組んだ点を評価していることは適切な評価であるとする。
- ・ただし、コロナ禍における国際航空旅客の移動の大幅制限の下での調査対象旅客は、そのような制限のない時期の移動旅客とは移動目的、移動の条件において異なっていることから、今回の調査のデータを、コロナ禍の制限のない自由な往来の場合を想定した施策の基礎データとしてそのまま利用できるかの課題は残ると考える。
- ・タブレット端末にし、回答者に応じた言語の質問画面を出し、タブレット上で回答してもらえば、印刷代、集計にかかるコスト等は大幅に削減できると考える。

5. 全体的な評価

上記のとおり、本事業は、確保されるべきサービスの質については、スケジュールの順守、マニュアルによる対応について、設定された要求水準を満たしており、履行状況についても、実施要項に示す実施の基準を満たしている。一方で、目標サンプル数の達成率については、要求水準を満たしているとはいえないが、コロナ禍において追加分析調査等を実施するなど、質の確保に取り組んだ点については、一定の評価ができる。

実施経費については、契約額上は経費が増額の状況であるが、労務単価の上昇を考慮すると、横ばい程度の効果は伺えた。

本事業の実施状況を「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に照らし合わせると以下のとおりとなる。

- ① 事業実施期間中に受託事業者が業務改善を受けたり業務に係る法令違反行為等はなかった。
- ② 国土交通省航空局において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（入札監視委員会、総合評価委員会）を備えている。
- ③ 入札にあたり、競争入札の実施を行ったが一者応札であった。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は、コロナ禍の影響はあるものの概ね達成している。
- ⑤ 従来経費と契約金額とを比較した場合、横ばいとなっており、経費削減まで至らない。

6. 今後の事業

本事業は、市場化テストの対象となり、競争参加資格要件の緩和（建設コンサルタント業→役務提供、等級拡大、資格要件上の同種業務経験の廃止、管理技術者の廃止、総合評価落札方式の採用等）、事業の複数年契約化、実施要項による従来の実施状況に関する情報の開示など、競争性の確保に向けて取り組んできたが、一者応札となっている。

入札説明書取得者にヒアリングを実施したところ、本調査のような全国の空港を対象とするなど調査規模の大きい事業を行うためには、社内体制の検討に時間を要する旨の回答があった。

このため、これまでの取り組みは継続しつつ、入札説明書取得者が希望する場合には、個別に業務説明を実施するなどにより、複数者応札の実現に向けて努める等、次期事業においても引き続き市場化テストによる民間競争入札を継続して実施することとし

たい。